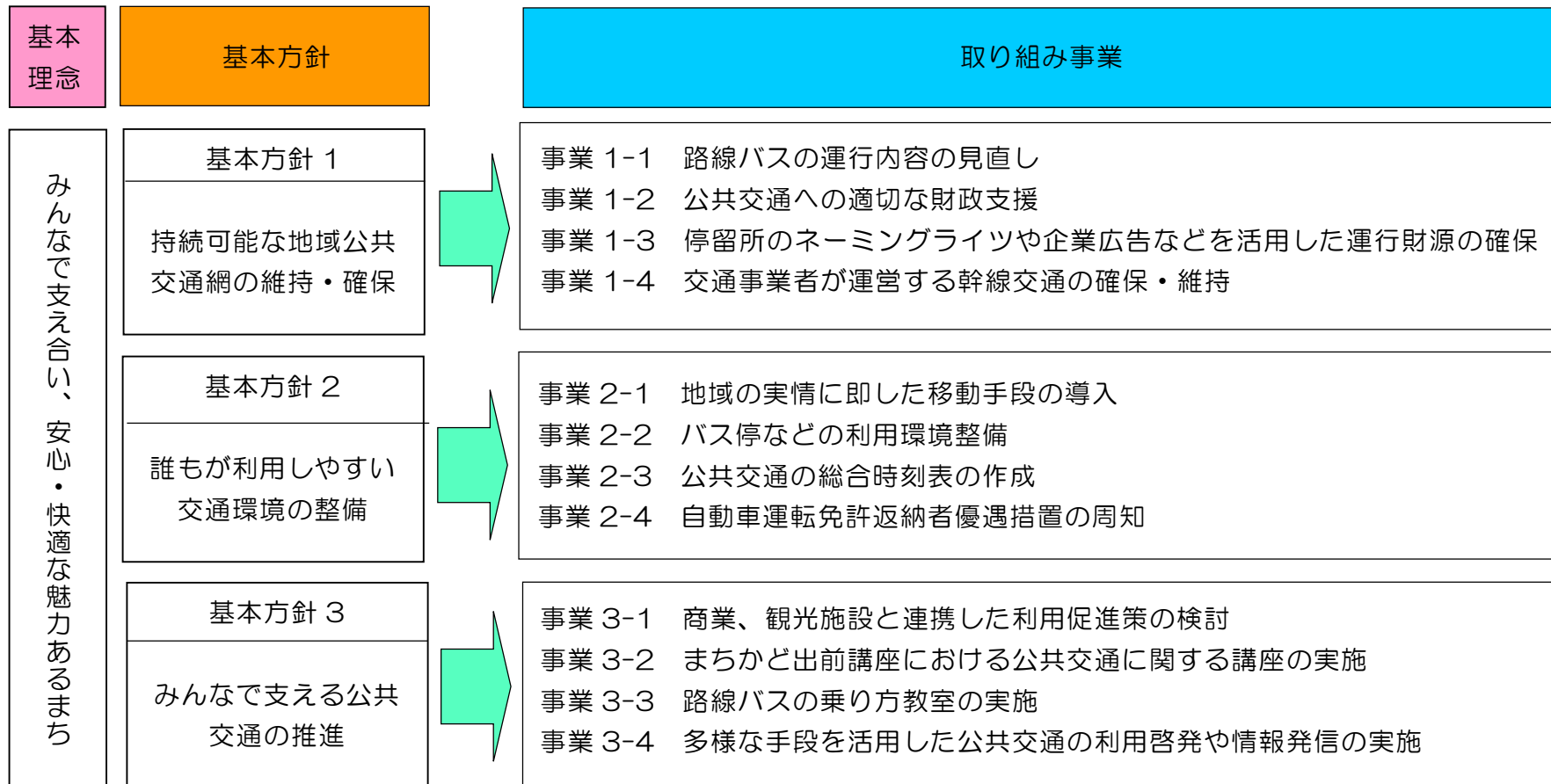


第6章 目標達成に向けた施策・事業

6-1 施策体系



6-2 事業内容

各事業の事業内容、実施主体、実施時期を以下に示します。

基本方針 1 持続可能な地域公共交通網の維持・確保

事業 1-1 路線バスの運行内容の見直し					
事業内容	- 路線バスの利用実態やアンケート調査などの分析によるニーズを踏まえ、市民の利便性とバス事業者の採算性のバランスを図り、持続可能なバス路線を形成するための見直しを検討します。また、今後の路線の休廃止などにより、公共交通不便地域になる地域が発生した場合は、路線バス以外の輸送手段を検討することにより、地域住民の移動手段の確保に努めます。 - バス路線の見直しに合わせ、バス事業者の供給体制を踏まえながら、通勤、通学、通院、買い物などのニーズや鉄道との乗り継ぎを考慮した運行ダイヤの見直しを検討します。				
実施主体	相生市、交通事業者				
実施時期	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	検討及び必要に応じて実施	検討及び必要に応じて実施	検討及び必要に応じて実施	検討及び必要に応じて実施	検討及び必要に応じて実施
					
	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
	検討及び必要に応じて実施	検討及び必要に応じて実施	検討及び必要に応じて実施	検討及び必要に応じて実施	検討及び必要に応じて実施
					

事業 1-2 公共交通への適切な財政支援					
事業内容	公共交通は市民の快適な移動に欠かせない移動手段ですが、路線バスなどでは利用者の減少に伴う赤字の増加による路線の休廃止・縮小が懸念されます。そのため、JR 相生駅を利用する市外への通勤・通学や、市内各医療施設への通院、商業施設への買い物などの様々な移動を支える利便性の高い交通手段として、現在の水準の維持・改善を図るために、実情の検討を行い、適切な財政支援を実施します。				
実施主体	相生市、交通事業者				
実施時期	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施
					
	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施	検討・実施
					

事業 1-3 停留所のネーミングライツや企業広告などを活用した運行財源の確保					
事業内容	路線バスの収支改善の一環として、沿線企業などをはじめとしたバス停への企業広告の掲示や停留所のネーミングライツ（命名権）、車内・車体広告などを活用した運行財源の確保を検討します。				
実施主体	相生市、交通事業者、企業				
実施時期	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	検討	実施	実施	実施	実施
					
	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
	実施	実施	実施	実施	実施
					
	【事例】バス車内広告		【事例】バス車外広告		
	 出典：京都府長岡京市 ホームページ		 出典：株式会社ウイング神姫 資料		

事業 1-4 交通事業者が運営する幹線交通の確保・維持																															
事業内容	- 将来像における幹線のうち骨格となる広域連携交通において、市外への通勤・通学等を支える交通基盤として今後も確保・維持をするため、交通事業者と協議・調整を行いながら、新たに地域間幹線系統確保維持費国庫補助金等を活用することで、適切な行政支援を行います。 - また、兵庫県・他自治体及び交通事業者と連携し、路線バスの利便性向上を目指します。																														
	【地域公共交通確保維持事業で路線維持する系統】 <table><tr><th>系統名</th><th>起点</th><th>経由地</th><th>終点</th><th>事業区分</th><th>運行態様</th><th>補助事業</th></tr><tr><td>相生～播磨科学公園都市線 (通称：テクノ線)</td><td>相生駅</td><td>西後明</td><td>Spring 8</td><td>4条乗合</td><td>路線定期運行</td><td>幹線補助</td></tr></table>	系統名	起点	経由地	終点	事業区分	運行態様	補助事業	相生～播磨科学公園都市線 (通称：テクノ線)	相生駅	西後明	Spring 8	4条乗合	路線定期運行	幹線補助																
	系統名	起点	経由地	終点	事業区分	運行態様	補助事業																								
相生～播磨科学公園都市線 (通称：テクノ線)	相生駅	西後明	Spring 8	4条乗合	路線定期運行	幹線補助																									
実施主体	相生市、兵庫県、交通事業者																														
実施時期	<table><tr><th>令和 5 年度</th><th>令和 6 年度</th><th>令和 7 年度</th><th>令和 8 年度</th><th>令和 9 年度</th></tr><tr><td>検討</td><td>検討</td><td>検討</td><td>支援実施</td><td>継続実施</td></tr><tr><td colspan="5"></td></tr><tr><th>令和 10 年度</th><th>令和 11 年度</th><th>令和 12 年度</th><th>令和 13 年度</th><th>令和 14 年度</th></tr><tr><td>継続実施</td><td>継続実施</td><td>継続実施</td><td>継続実施</td><td>継続実施</td></tr><tr><td colspan="5"></td></tr></table>	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	検討	検討	検討	支援実施	継続実施						令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施					
令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度																											
検討	検討	検討	支援実施	継続実施																											
令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度																											
継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施																											
備考	相生～播磨科学公園都市線（通称：テクノ線）は、たつの市・上郡町・佐用町にまたがる系統ですが、佐用町は理化学研究所播磨等の私有地にとどまっており、佐用町民の利用がありません。そのため、佐用町として費用を負担していないため、佐用町は公共交通として計画への位置づけは行いません。																														

【相生市におけるバス路線網】



基本方針 2 誰もが利用しやすい交通環境の整備

事業 2-1 地域の実情に即した移動手段の導入					
事業内容	- 自動車を所有しない高齢者などは外出に際して移動困難になる可能性が高く、外出不足が続くことで健康への悪影響や地域コミュニティの衰退につながることも懸念されるため、ドア・ツー・ドアを含むデマンド交通を充実させることにより、市街地や鉄道駅及び周辺バス停までの移動を支援し移動手段の形成を図ります。 - また、社会福祉協議会の移動サービスや地域の輸送資源との連携を図ることにより、移動困難者の日常生活に支障が発生しないよう利便性の高い交通環境の整備を行い、移動機会の創出を図ります。				
実施主体	相生市、交通事業者				
実施時期	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	検討・調整	調整・実施	実施（必要に応じて修正）	実施（必要に応じて修正）	実施（必要に応じて修正）
					
	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
	実施（必要に応じて修正）	実施（必要に応じて修正）	実施（必要に応じて修正）	実施（必要に応じて修正）	実施（必要に応じて修正）
					

事業 2-2 バス停などの利用環境整備					
事業内容	バス停の利便性や快適性を高めるため、バス停の利用状況を踏まえながら、バス事業者や道路管理者などと連携し、新たなベンチや屋根、運行情報の案内の整備などにより待合い環境の整備を行います。また、周辺の公共施設、商業施設、医療施設などの共有スペースを利用したバス待合い環境の整備を目指します。				
実施主体	相生市、交通事業者、民間施設				
実施時期	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	検討・調整	改善	改善	改善	改善
					
	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
	改善	改善	改善	改善	改善
					
	【事例】店舗の風除室を活用した待合環境の改善（八戸市）  				

事業 2-3 公共交通の総合時刻表の作成

事業内容

- ・鉄道や路線バスごとに作成されている時刻表や路線図を1つにまとめ、様々な交通モードを総合した分かりやすい路線図や時刻表を作成し、広報紙による全戸配布など丁寧な情報発信を行います。また、相生市HPなどでの情報発信や公共施設などでも周知を行うことで観光客などの来訪者にも分かりやすい利用環境を整えます。

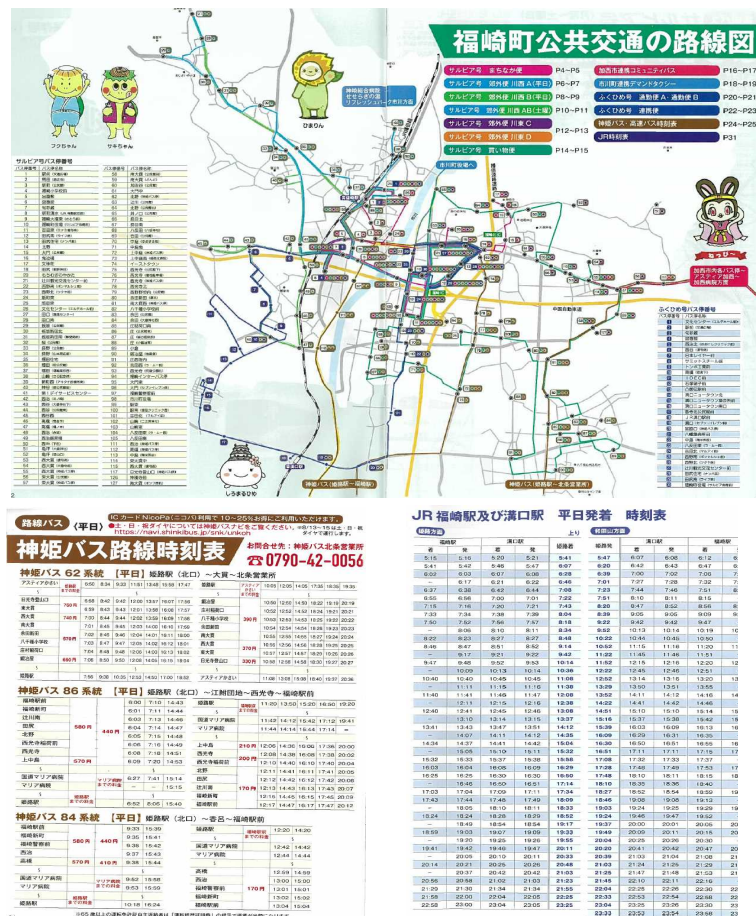
実施主体

相生市、交通事業者

実施時期

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
調査・作成準備	作成・配布	配布	配布	配布
令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
配布	配布	配布	配布	配布

【事例】兵庫県福崎町公共交通総合時刻表



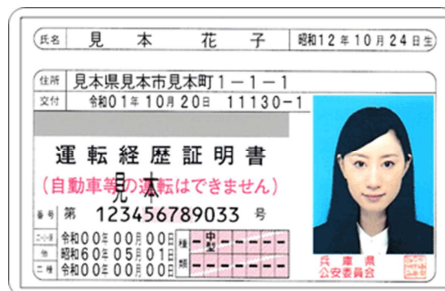
出典：福崎町

事業 2-4 自動車運転免許返納者優遇措置の周知

事業内容	高齢者の交通事故の抑制と公共交通の利用促進を図るため、公共交通事業者などで実施している自動車運転免許自主返納者への優遇施策について、相生市 HP や広報紙などの情報媒体を活用した PR 活動を積極的に行います。				
実施主体	相生市、交通事業者、相生警察署				
実施時期	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	PR 実施	PR 実施	PR 実施	PR 実施	PR 実施
	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
	PR 実施	PR 実施	PR 実施	PR 実施	PR 実施

【運転免許自主返納サポート制度案内チラシ】

【運転経歴証明書のイメージと特典】



運転経歴証明書で受けられる特典

- ・公共交通の運賃割引
- ・宿泊、温泉施設の料金割引
- ・飲食店の料金割引
- ・商品、サービスの料金割引

など

出典：兵庫県警察本部

基本方針 3 みんなで支える公共交通の推進

事業 3-1 商業、観光施設と連携した利用促進策の検討					
事業内容	・まちの賑わいの創出を促すため、商業施設や観光施設と連携し、公共交通の利用に付加価値を付けた割引サービスや企画などを検討します。（帰りの公共交通運賃の支援、公共交通利用者へのポイントサービスを行い、ポイントに応じて協賛企業の商品などの贈呈など）				
実施主体	相生市、交通事業者、企業、市民				
実施時期	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	検討・調整	検討・調整	実施（必要に応じて内容検討）	実施（必要に応じて内容検討）	実施（必要に応じて内容検討）
					
	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
	実施（必要に応じて内容検討）	実施（必要に応じて内容検討）	実施（必要に応じて内容検討）	実施（必要に応じて内容検討）	実施（必要に応じて内容検討）
					
	【事例】「おかえりきっぷサービス」 （千葉県木更津市）		【事例】「特典ポイントカードサービス」 （長野県松本市）		
					

事業 3-2 まちかど出前講座における公共交通に関する講座の実施					
事業内容	・まちかど出前講座において、公共交通に関する講座の開設を行います。また、その講座を通じて、市民の皆様には本市の公共交通について説明することで、公共交通を身近に感じてもらい、利用実績の向上に努めます。				
実施主体	相生市、市民				
実施時期	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	検討・調整	実施	実施	実施	実施
					
	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
	実施	実施	実施	実施	実施
					

事業 3-3 路線バスの乗り方教室の実施

事業内容

- ・将来的な利用者となる小学生や自動車運転免許返納後に利用頻度が増えるであろう高齢者を対象とした路線バスの乗り方教室を開催します。また、路線バス車両を使用した乗車マナーやルールなどの学習を通じて、公共交通に対する理解を深め、利用促進と利用者意識の啓発を図ります。

実施主体 相生市、交通事業者、市民

実施時期	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	検討・調整	実施	実施	実施	実施
	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
	実施	実施	実施	実施	実施

【路線バス乗り方教室のイメージ】



事業 3-4 多様な手段を活用した公共交通の利用啓発や情報発信の実施

事業内容

- 公共交通に対する利用者意識の醸成を図り、過度な自家用車利用から公共交通利用への転換を促すために、多様な情報媒体を活用した周知を実施することでモビリティ・マネジメント活動を行います。また、市が主催するイベントなどで公共交通に関する内容（乗務員の業務内容や実態、運行などに関する情報）についての周知を図ります。

実施主体 相生市、市民

実施時期	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
	検討・調整	実施	実施	実施	実施
	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度
	実施	実施	実施	実施	実施

【事例】広報を活用した公共交通利用啓発
(千葉県君津市)



【事例】高齢者を対象としたモビリティ・マネジメントのチラシ (北海道釧路市)

